厚生労働省発老０９１７第2号
平成２７年９月１７日

指定都市市長
各　中核市市長　殿
市区町村長

厚生労働事務次官
（公　印　省　略）

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、平成 24 年７月 17 日厚生労働省発老 0717 第２号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 27 年４月１日から適用することとされたので通知する。

（別紙）

新旧対照表　　（傍線部分は改正部分）

新	旧
別紙 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 （通則） １　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 （交付の目的） ２　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）は、平成１８年５月２９日老発第０５２９００１号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）が作成した先進的事業整備計画（高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）を推進することを目的とする。	別紙 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱 （通則） １　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「法」という。）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第６４号。以下「旧整備法」という。）第５条第２項に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 （交付の目的） ２　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）は、市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）が作成した法附則第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の旧整備法第４条に基づく市町村整備計画（平成１８年５月２９日老発第０５２９００１号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により作成される面的整備計画、介護療養型医療施設転換整備計画、先進的事業整備計画をいう。（高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。）以下同じ。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、市

（別紙）

新	旧
	町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）を推進することを目的とする。
（交付の対象） ３　この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。 実施要綱第２の（１）のアによる先進的事業整備計画（以下「先進的事業整備計画」という。）に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業	（交付の対象） ３　この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。 （１）地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱第２の（１）により市町村が作成する面的整備計画（以下「面的整備計画」という。）に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業 （２）先進的事業支援特例交付金 実施要綱第４の（１）のアにより市町村が作成する介護療養型医療施設転換整備計画（以下「介護療養型医療施設転換整備計画」という。）及び実施要綱第４の（２）のアによる先進的事業整備計画（以下「先進的事業整備計画」という。）に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業
（交付金の対象除外） ４　交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。 （１）土地の買収又は整地に要する費用 （２）職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 （３）その他施設等整備事業として適当とは認められない費用	（交付金の対象除外） ４　交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。 （１）土地の買収又は整地に要する費用 （２）職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 （３）その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
（交付額の算定方法） ５　交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （１）先進的事業支援特例交付金 （予算目名　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金） 先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第１欄に定める区分ごとに第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第２欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない	（交付額の算定方法） ５　交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （新規）

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

<table>
<tr><th>１　区分</th><th>２　基準額</th><th>３　対象経費</th></tr>
<tr><td>市町村提案事業</td><td>実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>先進的事業整備計画に基づく市町村提案事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>
</td><td>（新規）</td></tr>
</table>

（別紙）

新			旧
高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたＮＰＯ法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」の整備事業	実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく地域支え合いセンターの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	（新規）

（別紙）

新	旧
既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業 実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額 先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	（新規）

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う耐震改修等を実施する事業</td><td>実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>
</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>（２）先進的事業支援特例交付金
（予算目名　地域介護・福祉空間整備推進交付金）
先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第１欄に定める区分ごとに、第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第２欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</td><td>（１）地域介護・福祉空間整備推進交付金
（予算目名　地域介護・福祉空間整備推進交付金）
面的整備計画に記載された事業につき、次の表の第１欄に定める区分ごとに、第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第２欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</td></tr>
</table>

（別紙）

新

1　区分	2　基準額	3　対象経費
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	実施要綱の第２の（３）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

旧

1　区分	2　基準額	3　対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

（別紙）

新	旧			
	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。	
	複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	複合型サービス事業所等の設置による地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。	

（別紙）

新	旧		
	訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な事業の実施に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
	都市型軽費老人ホーム及び小規模（定員２９人以下）な養護老人ホームの開設準備に必要な事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	都市型軽費老人ホーム及び小規模な養護老人ホームの実施に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
	介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業の実施に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。</td></tr>
<tr><td>その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業</td><td>実施要綱の第２の（６）の（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。</td></tr>
</table>

（２）先進的事業支援特例交付金
（予算目名　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）
介護療養型医療施設転換整備計画又は先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第１欄に定める区分ごとに第３欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第２欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。
</td></tr>
</table>

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><th>１　区分</th><th>２　基準額</th><th>３　対象経費</th></tr>
<tr><td>創　設</td><td>実施要綱の第４の（１）のエの（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の創設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（別紙）

新	旧		
（削除）	改　築	実施要綱の第４の（１）のエの（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の改築整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改　修	実施要綱の第４の（１）のエの（ウ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の改修整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事

（別紙）

新	旧		
（削除）			費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	緊急ショートステイの整備事業	実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく緊急ショートステイの整備事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

（別紙）

新	旧		
（削除）	都市型軽費老人ホーム整備事業	実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく都市型軽費老人ホームの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	介護関連施設等における施設内保育施設整備事業	実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく介護関連施設等における施設内保育施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事

（別紙）

新	旧		
（削除）			費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	市町村提案事業	実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく市町村提案事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><td>小規模（定員２９人以下）な養護老人ホーム整備事業</td><td>実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>先進的事業整備計画に基づく小規模の養護老人ホームの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th colspan="3">旧</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたＮＰＯ法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」の整備事業</td><td>実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>先進的事業整備計画に基づく地域支え合いセンターの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><td>既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</td><td>実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（別紙）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><td>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う耐震改修を実施する事業</td><td>実施要綱の第４の（２）のエの（イ）に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</td><td>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。
ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（交付金の概算払）
６　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</td><td>（交付金の概算払）
６　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</td></tr>
<tr><td>（交付の条件）
７　交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
（１）先進的事業整備計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金の経費の配分の変更は承認しないものとする。</td><td>（交付の条件）
７　交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
（１）市町村整備計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。ただし、次の経費の配分の変更は承認しないものとする。
ア　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金との間の経費の配分</td></tr>
</table>

（別紙）

新	旧
	イ　面的整備計画、介護療養型医療施設転換整備計画、先進的事業整備計画の各計画間の経費の配分
（２）先進的事業整備計画を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。	（２）市町村整備計画を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
（３）先進的事業整備計画が予定期間内に完了しない場合又は先進的事業整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。	（３）市町村整備計画が予定期間内に完了しない場合又は市町村整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
（４）この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。	（４）この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。
ア　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。	ア　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
イ　地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。	イ　地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
ウ　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。	ウ　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
エ　事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙５の様式により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。 　なお、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。	エ　事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙５の様式により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。 　なお、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
オ　この交付金と先進的事業整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙３の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度	オ　この交付金と整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙３の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（市町村整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管し

（別紙）

新	旧
の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。	ておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
カ　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。	カ　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
キ　この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。	キ　この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、日本船舶振興会又は、事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所施設整備事業の補助金の交付を受けてはならない。
（５）市町村が、民間事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。	（５）市町村が、民間事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
ア　（４）のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。 この場合において「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。	ア　（４）のイ、ウ、カ及びキに掲げる条件。 この場合において「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。
イ　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。	イ　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
ウ　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。	ウ　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
エ　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。	エ　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
オ　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。	オ　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
カ　補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及	カ　補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及

（別紙）

新	旧
び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙５の様式に準じて速やかに市町村長に報告しなければならない。 　なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 　また、市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。 キ　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 ク　補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。 ケ　補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。 （６）（５）により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき市町村の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。 （７）補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させることがある。 （８）補助事業者が（５）による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。	び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙５の様式に準じて速やかに市町村長に報告しなければならない。 　なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 　また、市町村長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。 キ　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 ク　補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。 ケ　補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。 （６）（５）により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき市町村の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。 （７）補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させることがある。 （８）補助事業者が（５）による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。

（別紙）

新	旧
（申請手続） ８　交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 市町村は、別紙１の様式による申請書を作成し、別に指示する期日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。	（申請手続） ８　交付金の交付の申請は、次により行うものとする。 市町村は、別紙１の様式による申請書を作成し、別に指示する期日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。
（変更申請手続） ９　この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。	（変更申請手続） ９　この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。
（交付決定までの標準的期間） 10　この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 地方厚生（支）局長は、８又は９による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。	（交付決定までの標準的期間） 10　この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 地方厚生（支）局長は、８又は９による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
（実績報告） 11　この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 市町村は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の（２）により先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。<br　なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、別紙４の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。	（実績報告） 11　この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 市町村は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の（２）により整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。<br　なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、別紙４の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。
（交付金の返還） 12　地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国	（交付金の返還） 12　地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に

（別紙）

新	旧
庫に返還することを命ずるものとする。 （その他） 13　特別の事情により５、８、９及び１１に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。	返還することを命ずるものとする。 （その他） 13　特別の事情により５、８、９及び１１に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

（別紙）

新	旧
別紙１ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請について 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 記 １　交付申請一覧表（先進的事業整備計画に係る分）　別紙（１）－１のとおり ２　平成　　年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳 （先進的事業整備計画に係る分）　別紙（１）－２のとおり ３　先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る	別紙１ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請について 標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 記 １　交付申請一覧表（面的整備計画に係る分）　別紙（１）のとおり ２　平成　　年度地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳 別紙（１）－２のとおり ３　地域介護・福祉空間整備推進交付金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 実施のために必要な事業）に係る事業計画確認シート　別紙（１）－３のとおり ４　交付申請一覧表（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分） 別紙（２）のとおり ５　平成　　年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳 （介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）　別紙（２）－２のとおり ６　交付申請一覧表（先進的事業整備計画に係る分）　別紙（３）のとおり ７　平成　　年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳 （先進的事業整備計画に係る分）　別紙（３）－２のとおり ８　先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業）に係る

（別紙）

新	旧
事業計画確認シート　別紙（１）－３のとおり （添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本	事業計画確認シート　別紙（３）－３のとおり （添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（別紙）

新	旧
（削除）	別紙(1) 交付申請一覧表 （面的整備計画に係る分） （市町村名）　　（単位：円） 計画名 / 日常生活圏域名 / 交付金交付申請額 / 地域介護・福祉空間整備推進交付金分 合計

（別紙）

新

（削除）

旧

別紙（1）－2

平成　　年度　地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳

整備計画名	
日常生活圏域名	

（単位：円）

No.	事業名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
合計							

（注1）　計画に記載された事業のうち、当該年度に整備する事業について記入すること。

（注2）　交付金所要欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

（別紙）

新	旧
（削除）	

別紙（１）－３　　**交付申請用**

地域介護・福祉空間整備推進交付金（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の実施のために必要な事業）に係る事業計画確認シート

計　画　名　称		都　道　府　県　名	
市　町　村　名		区　　域　　名	

１．事業実施（予定）事業所情報

事　業　者　名			
法　人　種　別		開設予定年月日	平成　　年　　月　　日

併設（予定）の事業所・施設状況　（介護・医療サービスに限る）

事業（サービス）名	利用者（定員）数（人）

※　利用者（定員）欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用（入所）定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
※　事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

２．事業の対象となる圏域の情報について

第１号被保険者数（人）	

平成　　年　　月時点

	総数	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
在宅要介護者数（人）						
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）						

※把握できる直近のデータを記載すること。

３．サービスの利用者数見込み

①当該区域における需要予測	総数（人）	見込み数の考え方

※「２．」のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。

②開設初年度		

※当該事業所の「開設初年度」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。

③２年度目		

※当該事業所の「２年度目」における利用者数見込み及びその　考え方を記載すること。

４．区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所の状況

事業所名	開設年月日	利用者数	端末所有数	備考（未使用端末の状況等）

※把握できる直近の情報を記載すること。

今回協議対象の事業所との関係

※既存の夜間対応型訪問介護事業所が存在し、当該事業所におけるサービス利用状況が低調である場合に今回協議が必要な理由を記載すること。

（別紙）

新	旧
（削除）	

5．市区町村における支援体制（事業のＰＲ等）

6．地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請額

			金　額　（千円）	備　　考
総事業費				
	内訳	オペレーションシステム一式		
		ケアコール端末の購入（テレビ電話等含む）		購入端末数　　個（人分）
		ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末		購入端末数　　個
		その他物品等の購入		具体例（　　）
		その他必要な経費		具体例（　　）
対象経費の実支出額				
	内訳	オペレーションシステム一式		
		ケアコール端末の購入（テレビ電話等含む）		購入端末数　　個（人分）
		ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末		購入端末数　　個
		その他物品等の購入		具体例（　　）
		その他必要な経費		具体例（　　）
交付申請額				

（注）交付申請時点で把握した情報を記載すること。

（削除）

新

別紙（２）

交　付　申　請　一　覧　表
（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

（市町村名）

（単位：円）

計　画　名	交付金交付申請額
合　　計	

旧

（別紙）

（別紙）

新

（削除）

旧

別紙（２）－２

平成　　年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳
（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

（単位：円）

No.	介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	整備区分	転換後の施設種別	転換前床数	うち転換床数	転換後床数	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F	抵当権設定の有無
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
合　計														

（注１）交付金所要額欄には、Ｂ欄、Ｄ欄及びＥ欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

（注２）抵当権設定欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

別紙（1）-1

交付申請一覧表
（先進的事業整備計画に係る分）

（市町村名）

（単位：円）

計　画　名	交付金交付申請額
合　　計	

新

別紙（3）

交　付　申　請　一　覧　表
（先進的事業整備計画に係る分）

（市町村名）

（単位：円）

計　画　名	交付金交付申請額
合　　計	

旧

（別紙）

別紙（1）－2

平成　　年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳
（先進的事業整備計画に係る分）

（単位：円）

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F	抵当権設定の有無
市町村提案事業								
地域支え合いセンター整備事業								
既存施設のスプリンクラー整備等整備事業								
認知症グループホーム等防災改修等支援事業								
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業								
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業								
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業								
合　　計								

（注１）交付金所要額欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。
（注２）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

新

別紙（3）－2

平成　　年度先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳
（先進的事業整備計画に係る分）

（単位：円）

施設名等	設置主体	整備床数	特別法等の適用	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F	抵当権設定の有無
緊急ショートステイの整備事業										
都市型軽費老人ホーム整備事業										
施設内保育施設整備事業										
市町村提案事業										
小規模な養護老人ホーム整備事業										
地域支え合いセンター整備事業										
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業										
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業										
合　　計										

（注１）交付金所要額欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。
（注２）特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。（・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」→「公害」・「沖縄振興特別措置法」→「沖縄」　・「豪雪地帯対策特別措置法」→「豪雪」　・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」→「南海」）
（注３）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入すること。

旧

（別紙）

（別紙）

新

別紙（1）－３

交付申請用

先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る事業計画確認シート

計　画　名　称		都　道　府　県　名	
市　町　村　名		区　　域	

１．詳細な事業計画・事業内容

①事業の目的

②事業の内容

③施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

④設置主体 ※種別欄には法人種別（社会福祉法人、株式会社等）を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名　称		種　別	
概　要			

⑤整備事業に要する費用 ※見積書（業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可）を添付すること。

総　事　業　費		（単位：千円）
対象経費の実支出額		
交 付 申 請 額		

⑥対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真（建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等）を添付すること。

敷　地　面　積		（単位：㎡）
延　床　面　積		
うち事業対象部分の面積		

２．当該事業が「先進的」である理由　※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記載すること。

旧

別紙（３）－３

交付申請用

先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業）に係る事業計画確認シート

計　画　名　称		都　道　府　県　名	
市　町　村　名		区　　域	

１．詳細な事業計画・事業内容

①事業の目的

②事業の内容

③施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

④設置主体 ※種別欄には法人種別（社会福祉法人、株式会社等）を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名　称		種　別	
概　要			

⑤整備事業に要する費用 ※見積書（業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可）を添付すること。

総　事　業　費		（単位：千円）
対象経費の実支出額		
交 付 申 請 額		

⑥対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真（建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等）を添付すること。

敷　地　面　積		（単位：㎡）
延　床　面　積		
うち事業対象部分の面積		

２．当該事業が「先進的」である理由　※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記載すること。

（別紙）

新

３．当該事業の利用者数見込み

当該区域における需要予測		見込み数の考え方
月間見込総数（人）		
※当該事業の利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。		

年間見込総数（人）		各月の延利用者数見込み（人）												
開設初年度		月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の見込みを記載すること。		見込数												
２年度目		月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「２年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。		見込数												

４．当該事業に係る運営費（ランニングコスト）の年間収支見込み　※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

５．当該事業により期待される事業効果

６．過去の「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体				利用状況													
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															

※過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の１年度（４月～３月）の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分（多世代交流スペース・コミュニティカフェ等）の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

７．施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

（注）交付申請時点で把握した情報を記載すること。

旧

３．当該事業の利用者数見込み

当該区域における需要予測		見込み数の考え方
月間見込総数（人）		
※当該事業の利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。		

年間見込総数（人）		各月の延利用者数見込み（人）												
開設初年度		月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の見込みを記載すること。		見込数												
２年度目		月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「２年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。		見込数												

４．当該事業に係る運営費（ランニングコスト）の年間収支見込み　※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

５．当該事業により期待される事業効果

６．過去の「市町村提案事業」実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体				利用状況													
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															

※過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の１年度（４月～３月）の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分（多世代交流スペース・コミュニティカフェ等）の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

７．施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

（注）交付申請時点で把握した情報を記載すること。

（別紙）

新	旧
別紙２ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績報告について 平成　　年　　月　　日第　　号で交付決定を受けた平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。 記 １　精算額一覧表（先進的事業整備計画に係る分）　　別紙（２）－１のとおり ２　平成　　年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳 （先進的事業整備計画に係る分）　　別紙（２）－２のとおり	別紙２ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績報告について 平成　　年　　月　　日第　　号で交付決定を受けた平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。 記 １　精算額一覧表（面的整備計画に係る分）　　別紙（１）のとおり ２　平成　　年度地域介護・福祉空間整備推進交付金精算額算出内訳 別紙（１）－２のとおり ３　地域介護・福祉空間整備推進交付金（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 実施のために必要な事業）に係る事業計画確認シート　別紙（１）－３のとおり ４　精算額一覧表（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分） 別紙（２）のとおり ５　平成　　年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳 （介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）　　別紙（２）－２のとおり ６　精算額一覧表（先進的事業整備計画に係る分）　　別紙（３）のとおり ７　平成　　年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳 （先進的事業整備計画に係る分）　　別紙（３）－２のとおり

（別紙）

新	旧
3　先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る事業計画確認シート　別紙（２）－３のとおり （添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本	8　先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業）に係る事業計画確認シート　別紙（３）－３のとおり （添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本

（別紙）

新

（削除）

旧

別紙(1)

精　算　額　一　覧　表

（面的整備計画に係る分）

（市町村名）

（単位:円）

計画名	日常生活圏域名	交付金精算額
		地域介護・福祉空間整備推進交付金分
合　計		

（別紙）

新

（削除）

旧

別紙（1）－2

平成　　年度地域介護・福祉空間整備推進交付金精算額算出内訳

整備計画名	
日常生活圏域名	

（単位：円）

No.	事業名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A-C）	基準額 E	交付金所要額 F	交付金交付決定額 G	交付金受入済額 H	差引過△不足額 I（H-F）
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
合計										

（注1）計画に記載された事業のうち、当該年度に整備した事業について記入すること。

（注2）交付金所要額欄には、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

（別紙）

新	旧

（削除）

別紙（１）－３　　**事業実績報告用**

地域介護・福祉空間整備推進交付金（「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の実施のために必要な事業）に係る事業計画確認シート

計画名称		都道府県名	
市町村名		区域名	

１．事業実施事業所情報

事業者名			
法人種別		開設予定年月日	平成　　年　　月　　日

併設の事業所・施設状況　（介護・医療サービスに限る）

事業（サービス）名	利用者（定員）数（人）

※　利用者（定員）欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用（入所）定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
※　事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

２．事業の対象となる圏域の情報について

第１号被保険者数（人）		平成　　年　　月時点

	総数	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
在宅要介護者数（人）						
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）						

※把握できる直近のデータを記載すること。

３．サービスの利用者数見込（実績）

①当該区域における需要予測	総数（人）	見込（実績）数の考え方
※「２．」のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。		
②開設初年度		
※当該事業所の「開設初年度」における利用者数実績及びその把握方法を記載すること。		
③２年度目		
※当該事業所の「２年度目」における利用者数見込み及びその　考え方を記載すること。		

４．区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所の状況

事業所名	開設年月日	利用者数	端末所有数	備考（未使用端末の状況等）

※把握できる直近の情報を記載すること。

事業実施事業所との関係	

※既存の夜間対応型訪問介護事業所が存在し、当該事業所におけるサービス利用状況が低調である場合に今回事業実施が必要な理由を記載すること。

（別紙）

新	旧
（削除）	5．市区町村における支援体制（事業のＰＲ等）

6．地域介護・福祉空間整備推進交付金の受入額

			金　額　（千円）	備　　考
総事業費				
	内訳	オペレーションシステム一式		
		ケアコール端末の購入（テレビ電話等含む）		購入端末数　　個（人分）
		ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末		購入端末数　　個
		その他物品等の購入		具体例（　　）
		その他必要な経費		具体例（　　）
対象経費の実支出額				
	内訳	オペレーションシステム一式		
		ケアコール端末の購入（テレビ電話等含む）		購入端末数　　個（人分）
		ICTを活用した、訪問介護員等がサービス提供の状況をリアルタイムで情報共有するため携帯する端末		購入端末数　　個
		その他物品等の購入		具体例（　　）
		その他必要な経費		具体例（　　）
交付金受入額				

（注）事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。

（別紙）

新	旧
（削除）	別紙（2） 精算額一覧表 （介護療養型医療施設転換整備計画に係る分） （市町村名） （単位：円） 計画名　交付金精算額 合計

（別紙）

新

（削除）

旧

別紙（2）－2

平成　　年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳
（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）

（単位：円）

No.	介護療養型医療施設を有する施設等の名称	設置主体	整備区分	転換後の施設種別	転換前床数	うち転換床数	転換後床数	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F	交付金交付決定額 G	交付金受入済額 H	差引過△不足額 I（H－F）	抵当権設定の有無
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
合　計																	

（注１）交付金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計欄は、B欄、D欄及びE欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。

（注２）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

別紙（2）-1

精算額一覧表
（先進的事業整備計画に係る分）

（市町村名）

（単位：円）

計画名	交付金精算額
合計	

新

別紙（3）

精算額一覧表
（先進的事業整備計画に係る分）

（市町村名）

（単位：円）

計画名	交付金精算額
合計	

旧

（別紙）

別紙（２）－２

平成　　年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳
（先進的事業整備計画に係る分）

（単位：円）

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F	交付金交付決定額 G	交付金受入済額 H	差引過△不足額 I(H-F)	抵当権設定の有無
市町村拠点事業											
地域支え合いセンター整備事業											
既存施設のスプリンクラー整備等整備事業											
認知症グループホーム等防災改修等支援事業											
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業											
（高齢者活力創造）地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業											
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業											
合　　計											

（注１）交付金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計欄は、Ｂ欄、Ｄ欄及びＥ欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。
（注２）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

新

別紙（３）－２

平成　　年度先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳
（先進的事業整備計画に係る分）

（単位：円）

施設名等	設置主体	整備床数	特別法等の適用	総事業費 A	対象経費の実支出額 B	寄付金その他の収入額 C	差引額 D（A－C）	基準額 E	交付金所要額 F	交付金交付決定額 G	交付金受入済額 H	差引過△不足額 I(H-F)	抵当権設定の有無
緊急ショートステイの整備事業													
新型特別養護老人ホーム整備事業													
施設内保育施設整備事業													
市町村拠点事業													
小規模な養護老人ホーム整備事業													
地域支え合いセンター整備事業													
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業													
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業													
合　　計													

（注１）交付金所要額欄には、各施設ごとの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計欄は、Ｂ欄、Ｄ欄及びＥ欄の合計欄の額を比較して最も低い額を記入すること。
（注２）特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。
・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」　→　「公害」
・「沖縄振興特別措置法」　→　「沖縄」
・「豪雪地帯対策特別措置法」　→　「豪雪」
・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」　→　「南海」
（注３）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

旧

（別紙）

（別紙）

新

別紙（2）－３　　事業実績報告用

先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る事業計画確認シート

計　画　名　称		都　道　府　県　名	
市　町　村　名		区　　域	

１．詳細な事業計画・事業内容

①事業の目的

②事業の内容

③施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

④設置主体　※種別欄には法人種別（社会福祉法人、株式会社等）を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名　称		種　別	
概　要			

⑤整備事業に要した費用

総　事　業　費		（単位：千円）
対象経費の実支出額		
受　入　額		

⑥対象施設の面積等　※平面図、位置図、写真（建設地及び施設内の現況等）を添付すること。

敷　地　面　積		（単位：㎡）
延　床　面　積		
うち事業対象部分の面積		

２．当該事業が「先進的」である理由　※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記載すること。

旧

別紙（３）－３　　事業実績報告用

先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業）に係る事業計画確認シート

計　画　名　称		都　道　府　県　名	
市　町　村　名		区　　域	

１．詳細な事業計画・事業内容

①事業の目的

②事業の内容

③施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

④設置主体　※種別欄には法人種別（社会福祉法人、株式会社等）を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名　称		種　別	
概　要			

⑤整備事業に要した費用

総　事　業　費		（単位：千円）
対象経費の実支出額		
受　入　額		

⑥対象施設の面積等　※平面図、位置図、写真（建設地及び施設内の現況等）を添付すること。

敷　地　面　積		（単位：㎡）
延　床　面　積		
うち事業対象部分の面積		

２．当該事業が「先進的」である理由　※当該事業が全国的に見て先進的な事業であると考える理由を記載すること。

（別紙）

新

３．当該事業の利用者数見込（実績）

当該区域における需要予測	見込み数の考え方
月間見込総数（人）	
※当該事業の利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。	

年間見込（実績）総数（人）	各月の延利用者数見込（実績）（人）												
開設初年度	月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数実績を記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の実績を記載すること。	実績												
２年度目	月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「２年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。	見込数												

４．当該事業に係る運営費（ランニングコスト）の年間収支見込み　※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

５．当該事業により期待される事業効果

６．過去の「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体				利用状況													
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															

※過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の１年度（４月～３月）の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分（多世代交流スペース・コミュニティカフェ等）の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

７．施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

（注）事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。

旧

３．当該事業の利用者数見込（実績）

当該区域における需要予測	見込み数の考え方
月間見込総数（人）	
※当該事業の利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。	

年間見込（実績）総数（人）	各月の延利用者数見込（実績）（人）												
開設初年度（実績）	月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数実績を記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の実績を記載すること。	実績												
２年度目	月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
※当該事業の「２年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。	見込数												

４．当該事業に係る運営費（ランニングコスト）の年間収支見込み　※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

５．当該事業により期待される事業効果

６．過去の「市町村提案事業」実施状況及び整備した施設の利用状況

事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体				利用状況													
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															
実施年度		計画名		年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
		施設名		延利用者数（人）													
		設置主体															

※過去に「市町村提案事業」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の１年度（４月～３月）の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分（多世代交流スペース・コミュニティカフェ等）の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

７．施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

（注）事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。

別紙３

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金調書

平成　　年度　厚生労働省所管　　（　市町村名　）

国		市　町　村										備考
		歳　入			歳　出							
歳出予算科目	交付決定の額 円	科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金相当額 円	支出済額 円	うち交付金相当額 円	翌年度繰越額 円	うち交付金相当額 円	
（項）介護保険制度運営推進費 （目）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 （目）地域介護・福祉空間整備推進交付金												

（作成要領）

1　「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。

2　「市町村」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。

3　「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。

4　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

5　補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（　）をもって附記すること。

新

別紙３

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金調書

平成　　年度　厚生労働省所管　　（　市町村名　）

国		市　町　村										備考
		歳　入			歳　出							
歳出予算科目	交付決定の額 円	科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金相当額 円	支出済額 円	うち交付金相当額 円	翌年度繰越額 円	うち交付金相当額 円	
（項）介護保険制度運営推進費 （目）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 （目）地域介護・福祉空間整備推進交付金												

（作成要領）

1　「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付金の額を記入すること。

2　「市町村」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。

3　「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。

4　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

5　補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（　）をもって附記すること。

旧

（別紙）

（別紙）

新	旧
別紙４ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 年度終了実績報告について 標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条後段の規定により別紙のとおり報告する。 記 １　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書 別紙４－（１）のとおり	別紙４ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の 年度終了実績報告について 標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１４条後段の規定により別紙のとおり報告する。 記 １　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書 別紙４－（１）のとおり

新

別紙４－（１）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書

（　計画名　）

計画に記載された事業名	交付決定の内容		年度内進行実績		翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	交付金交付決定額 円	事業費支払実績見込額 円	交付金受入額 円	事業費	交付金額	着手年月日	完了予定年月日	

旧

別紙４－（１）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の年度終了実績報告書

（　計画名　）

計画に記載された事業名	交付決定の内容		年度内進行実績		翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費 円	交付金交付決定額 円	事業費支払実績見込額 円	交付金受入額 円	事業費	交付金額	着手年月日	完了予定年月日	

（別紙）

（別紙）

新	旧
別紙５ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書 平成　　年　　月　　日厚生労働省　　第　　号で交付決定を受けた平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。 １　施設の種類及び名称 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額） 金　　円 ４　添付書類 ３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等	別紙５ 番　　号 年　　月　　日 ○○厚生（支）局長　殿 指定都市の長 中 核 市の長　　印 市区町村の長 平成　　年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書 平成　　年　　月　　日厚生労働省　　第　　号で交付決定を受けた平成　　年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、下記の通り報告する。 １　施設の種類及び名称 ２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 ３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要交付金返還相当額） 金　　円 ４　添付書類 ３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

（別紙）

新	旧
（注）当該事業に係る各所管局課に提出すること。	（注）当該事業に係る各所管局課に提出すること。